

SSBJ、温対法に基づく温室効果ガス排出の測定・開示に関する実務対応基準案を公表

Point 1

実務対応基準が提案された背景は？

気候基準^{※1}では、温室効果ガス（GHG）排出の測定に関して、法域の当局等が「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることを可能とする容認規定を設けています。また、気候基準の結論の背景では、わが国の温対法^{※2}に基づきGHG排出を報告する場合はこれに該当すると考えられるとされています。

しかし、温対法では、ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出に相当する報告を要求していないため、当該法制度に基づくGHG排出について、上記の容認規定を適用できるか否か等の見解が分かれていました。

これを踏まえ、今般、見解が分かれてる論点について明確化を図るために、実務対応基準案が公表されました。

※1 サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」



ここに注目！

実務対応基準は、SSBJ基準と同様に規範性のある文書であり、「温対法に基づくGHG排出を用いて気候基準の定めに従った測定・開示を行う場合」には必ず従う必要があります。この場合、温対法の枠組みで算定したロケーション基準による開示（Point 2③）と併せて、マーケット基準による開示（Point 2②）が必須であることが明確化されている点に留意が必要です。

Point 2

何が提案されている？

温対法に基づくGHG排出を用いて気候基準の定めに従った測定・開示を行う場合、次のように開示することが提案されています。

- ① 温対法に基づく直接排出をもって、スコープ1 GHG排出を測定し開示する
- ② 温対法に基づく間接排出をもって、マーケット基準によるスコープ2 GHG排出を測定し開示する
- ③ ②に係る「活動量」に、「環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数」を乗じて算定したGHG排出量をもって、ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出を測定し開示する

Point 3

いつから適用される？

2027年3月31日以後終了する年次報告期間から適用することが提案されています。また、2027年3月31日より前に終了する年次報告期間からの早期適用を可能とすることも提案されています。